

労働者数50人未満の事業場も
＼ ストレスチェックが義務になります ／

令和8年度

「ストレスチェック制度説明会」のご案内

令和10年
4月1日
スタート

“ストレスチェック”ってどうすればいい？

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。



日時

2026年 9月 2日 (水) 14:00 ~ 16:00

会場

クリスタルホール

(神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー3階)

内容

・カスタマーハラスメント、パワーハラスメント対策の取組みについて
講師：兵庫労働局 担当官

・ストレスチェックの導入等メンタルヘルスの取組みについて
講師：兵庫産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員

定員

90名

申込方法等

下記受付サイトからWebでの申し込みとなります。2次元コードからでも、受付サイトに到達します。

令和8年7月27日 から下記受付サイトで参加申し込みが出来ます。

参加費
無料

労働基準関係 説明会一覧 兵庫



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

主催：兵庫労働局 共催：兵庫産業保健総合支援センター

